

沖縄労働局発表
令和3年8月12日

担当 沖縄労働局労働基準部
部長 仁木真司
賃金室長 梅澤栄
電話：098-868-1673

令和3年度の沖縄県最低賃金は時間額820円と答申

本日、沖縄地方最低賃金審議会は、今年度の沖縄県最低賃金を現行の時間額792円から28円引き上げ、時間額820円に改正するのが適当であるとの答申を沖縄労働局長に行いました。

- 1 沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月1日、沖縄労働局長から沖縄地方最低賃金審議会（会長 島袋 秀勝）に対し諮詢を行った。同審議会は審議の結果、8月12日、現行の最低賃金の時間額792円を28円引き上げて（引上率3.5%）、820円に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受けて沖縄労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の沖縄県最低賃金の改正を決定する予定で、最も早ければ令和3年10月8日（金）から発効（効力発生）する予定である。
- 2 沖縄地方最低賃金審議会は、最低賃金専門部会を設置し、県内の各種経済指標、賃金調査資料等による検討をはじめ、事業場視察、参考人意見聴取などを実施し、令和3年7月16日に中央最低賃金審議会から示された目安答申も参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議を行い、答申として取りまとめた。
- 3 沖縄県最低賃金は、県内で労働者を使用する全ての事業場及び同事業場で働く全ての労働者に適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。
- 4 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する主な事業として、以下について取り組んでいる。
【厚生労働省】
 - ①さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」（電話 0120-420-780, 0120-420-781）を設けている。
 - ②「業務改善助成金（別添1）」として、職場の業務の効率化（改善）に要する費用（補

助率等により最大600万円) 補助事業を本年8月1日より制度の内容を拡充して行っている(沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098-868-4403)。

③コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援(雇用調整助成金等による対応)について、別添2のとおり、今後の取組みを公表している。

【中小企業庁】

④新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等思い切った事業再構築に意欲を有する、必要な要件を満たす中小企業等の調整を支援するための「中小企業等事業再構築促進事業(別添3)」の第3回公募(令和3年7月30日公募開始)から、「最低賃金枠」や「大規模賃金引上枠」が新設されている。

最低賃金について

1. 適用

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。

2. 金額

次の金額は最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働手当

【参考2】

沖縄県最低賃金の過去8年の改正状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
最低賃金額	664円	677円	693円	714円	737円	762円	790円	792円
引き上げ額	11円	13円	16円	21円	23円	25円	28円	2円

【参考3】

最賃法4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

最賃法40条

第4条第1項の規程に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係る者に限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



検索



変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4／5 生産性要件を満たした場合は 9／10(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5(※2)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5(※2)
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5(※2)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5(※2)
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善

業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

事例1
【所在地】三重県
【従業員数】26人
【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあつたため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先とのコミュニケーションが可能

実施内容

業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善

テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

事例2
【所在地】福岡県
【従業員数】9人
【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るために、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。

(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限る)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
 - ア 賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
 - イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

助成額

最大450万円（上記⑤のア又はイに該当する場合 最大600万円）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4/5	9/10
900円以上	3/4	4/5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）

※PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象

(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

各コース助成上限額

・45円コースを新設 ・10人以上の上限区分を新設	1人	2～3人	4～6人	7人以上	引き上げる労働者数 10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は
厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ

申請書・事業実施計画等を労働局へ提出

審査

交付決定



事業実施



事業実施結果報告



支給

申請期限

令和4年1月31日

i 【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金センターを開設します。

電話番号：03-6388-6155 (受付時間 平日8:30～17:15)

【申請窓口】事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています

報道関係者各位

令和3年7月30日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：宮原 真太郎

課長補佐：古長 秀明

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援について (雇用調整助成金等による対応)

(注) 以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を促す観点から、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置について、以下の対応をとる予定です。

(1) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：4/5 [9/10]、大企業：2/3 [3/4]（※1））以上を確保する予定です（※2）。なお、10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中に改めてお知らせします。

（※1）〔 〕内は、解雇等を行わない場合

（※2）上限額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に従って対応。

(2) 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する予定です。その概要は、別紙のとおりです。

(参考) 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、**休業規模要件（1／40以上）**を問わず支給する予定です。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1／40未満）も対象。

例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った

場合も対象

4人日（休業）／200人日（10人×20日） = 1／50 < 休業企業規模（1／40）

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、**業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）**であること。
- ② **事業場内最低賃金**（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、**30円以上引き上げること。**

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、**緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。**
- 緊急雇用安定助成金は、**休業に対する助成**となります。（教育訓練や出向は対象なりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 具体的な申請手続き等は別途お知らせします。

お問合せ先 ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

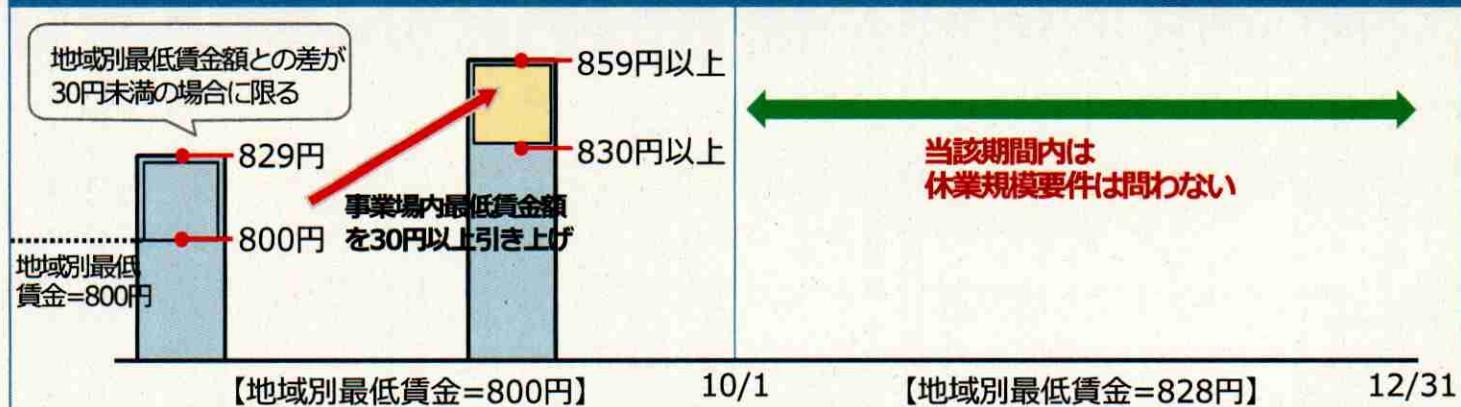


LL030730企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

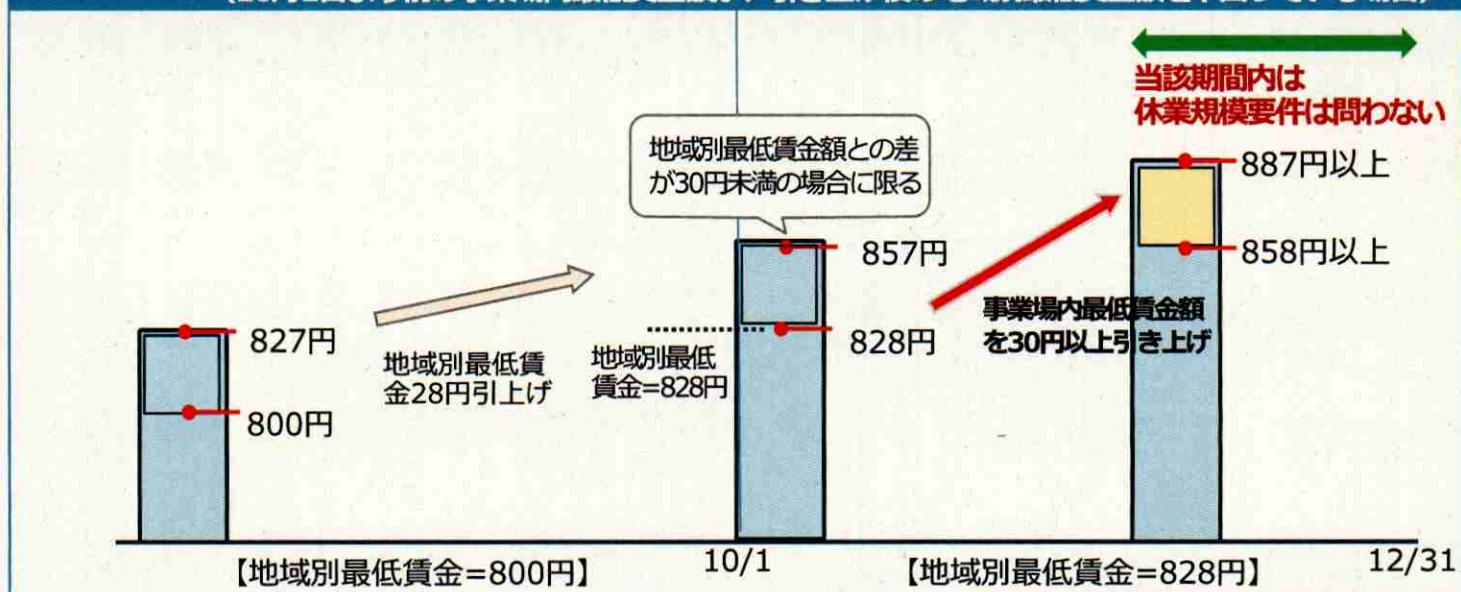
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



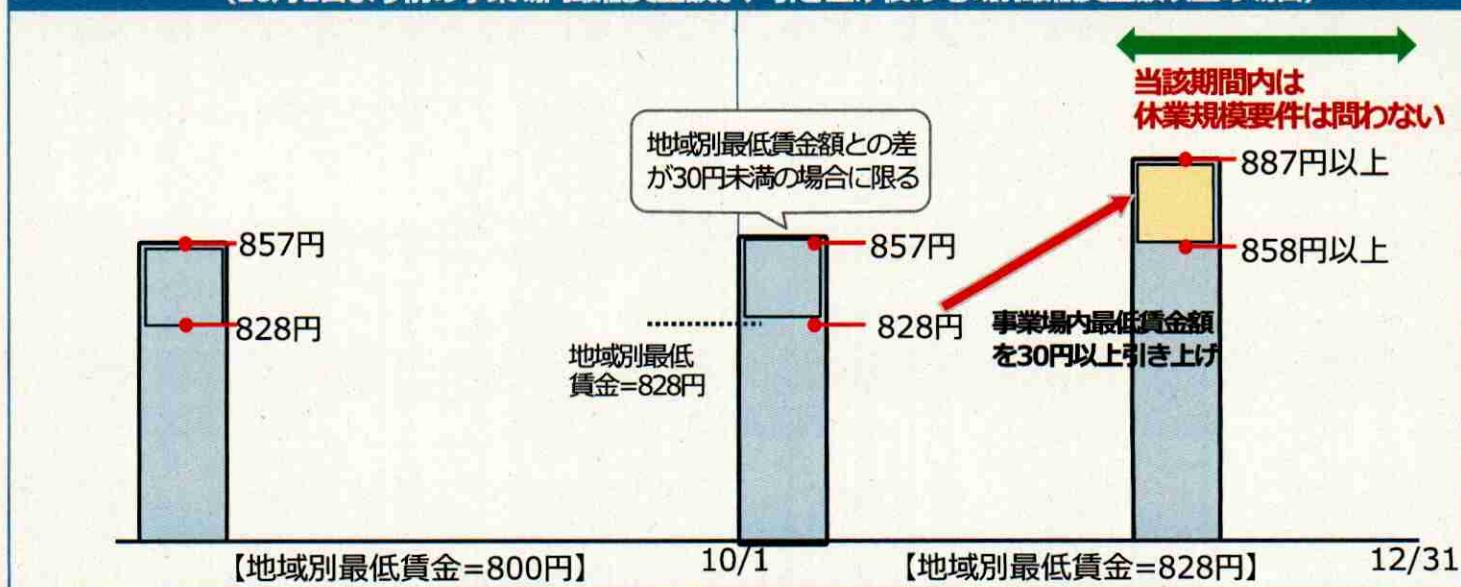
(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

第3回公募から新しい類型が新設されました！

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

- 必須申請要件**
1. (a) **2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少**しており、(b) **2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少**していること。

※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。

- (a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
- (b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。

2. **事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。**
3. 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

通常枠 補助額 従業員数に応じて100万円～8,000万円
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 従業員数に応じて100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。



経済産業省



緊急事態宣言特別枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～8月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円
従業員数6～20人：100万円～1,000万円
従業員数21人以上：100万円～1,500万円

補助率 中小企業3/4
中堅企業2/3

最低賃金枠【新設】

必須要件1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円
従業員数6～20人：100万円～1,000万円
従業員数21人以上：100万円～1,500万円

補助率 中小企業3/4
中堅企業2/3

大規模賃金引上枠【新設】

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額 従業員数101人以上：8,000万円～1億円

補助率 中小企業2/3
(6,000万円超は1/2)
中堅企業1/2
(4,000万円超は1/3)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

→衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

航空機部品製造

→ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人事費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 7月30日、第3回公募を開始しました（申請受付は8月下旬開始予定）。締切りは9月21日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyou-saikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00（日祝日を除く）】
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※gBizIDプライムの発行には、数週間程度時間を要します。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。なお、申請〆切までに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です（詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください）。

→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

→ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



事業再構築補助金事務局HP



沖地最審第4号
令和3年8月12日

沖縄労働局長
福味 恵 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月1日付け沖労発基0701第1号をもって貴職から諮詢のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和元年10月3日発効の沖縄県最低賃金（時間額790円）は令和元年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図り、また、最低賃金を引き上げやすい環境を整備するために、国等に対して実効性のある支援と施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として下記付帯決議する。

加えて、別紙1の結論に当たっては、労働者代表委員及び使用者代表委員の双方から意見が提出されたので、別紙3及び4を添付する。

記

- (1) 事業の存続や雇用維持に欠かせない雇用調整助成金等について、各県の最低賃金引上げ状況及び感染の状況に応じ、更なる要件の緩和、コロナ禍に係る特例措置を延長するとともに、財源確保のために、企業及び労働者に対して負担を強いるような雇用保険料の引き上げは実施しないこと。
- (2) 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や事業再構築補助金の補助要件、

補助上限額と運用の見直し及び採択率の向上を図るなど事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むこと。

(3) デジタル化や人材育成・教育訓練・技能訓練等の生産性向上に資する支援化策の拡充強化に努めること。

(4) サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」企業を大幅に拡大させるとともに、下請けGメンによる監視と指導を徹底するなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充すること。

(5) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直しも図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(6) 事業主における社会保険料の減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。

(7) 最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、当該助成金を知らない中小・小規模事業者が多くいることから当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、活用してもらえるように懇切丁寧な説明を行うことを沖縄労働局が県内関係機関とも連携しながら実施すること。

(8) 国等は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 820円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790 円
- (3) 発 効 日 令和元年 10月3日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

12～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和元年度

(3) 生活保護水準（令和元年度）

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(94,539円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

790円(沖縄県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.817
(可処分所得の総所得に対する比率(※))=112,176円

(※) 令和3年7月1日、中央最低賃金審議会の「令和3年度第2回目
安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

2021年度沖縄県最低賃金改定決議に当たっての使用者代表委員意見書

(1) 中央最賃公益見解と28円の根拠について

今年の中央最賃審議会の目安小委員会報告書の公益委員見解で示された目安の根拠とされる7つの理由は、「地域の経済・雇用の実態」からかけ離れた状況認識であり、その認識に基づいて示された目安額28円は、過去最大の引上げであるにも関わらず明確な根拠がなく、今回の審議において事務局や目安額を提示した公益委員へ確認したが、明確な回答を得ることはできなかった。

(2) 沖縄県内の経済情勢等について

沖縄県内の状況認識は、以下のとおりである。

- ① ワクチン接種が始まっているものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発令期間が3ヶ月超えとなる中、連日過去最大数を更新し、昨年より事態は大きく悪化し、収束が見えない状況にあること。
- ② 観光入域客が大きく落ち込む中、業況判断(DI)もマイナスが続き、特に、宿泊・飲食サービスで大きなマイナスとなっていること。
- ③ 沖縄県の雇用情勢は令和3年6月の有効求人倍率が0.88、完全失業率が4.0%となっており、全国最下位となっていること。(中央最賃公益見解は、有効求人倍率が1を超える、完全失業率が3%以内と記述されている。)

以上のように、中央最賃の公益見解の状況認識は、「沖縄県内の経済・雇用の実態」と大きくかけ離れているものである。

(3) 発効日の延期について

今回の審議の中で、使用者側から、発効日の延期を求めたところ、厚生労働省に確認した結果は、「10月中の発効を目指して、各地方最低賃金審議会で調査審議しているのが慣例である。しかし、各地方最低賃金審議会において議論がなされ、その結果、合意が得られれば、発効日を変更することは可能である。」との回答であった。

このため、使用者側は以下の主張を行い、発効日の延期について合意を得ることを求めた。

仮に最低賃金を引き上げる場合にあっては、

- ① 現在、緊急事態宣言期間中であり、収束の見通しが立てられないこと。
- ② コロナ禍の長期化に伴い、経営環境が悪化し、経済再生までに相

当の期間を要すること。

- ③ コロナ禍で経営環境が厳しい中、最低賃金への引上げに伴う価格への転嫁を行うこと（或いは年度途中の契約変更）がこれまで以上に困難な状況にあること。

以上のことから、最賃引上げの環境づくりのため発効日を延期すること（最大4月1日）を主張したが、労側委員の理解が得られず、合意に至ることができなかつたことは大変残念である。

（4）使用者側委員の主張について

現在の沖縄県内の経済・雇用情勢の中では、事業の継続・雇用の維持確保を図ることが最優先であり、最賃審議に当たっては、「通常の事業の支払能力」を最も重視して検討するべきであると主張した。

使用者側委員としては、沖縄の経済・雇用の実態を見極めると最低賃金を引き上げる環境になく、現状維持とすることが適当であると主張したが、労側が目安を上回る額（最終提示額+30円）を譲らなかつたことから、苦渋の選択として、公益委員が相当であるとの見解を示した目安額28円を不本意ながら了解したものである。

使用者側委員としては、今回の審議にあたって、新型コロナウイルス感染症が急拡大している事態にあっても引上げ額や発効日についての配慮がなく審議が進められたことは、大変遺憾に思つてゐる。

（5）今後の最低賃金審議のあり方

中央最賃審議会に対しては、地域における経済・雇用の実態に最大限配慮するとともに、目安の提示に当たっては、最低賃金法に規定する三要素を基本とする明確かつ納得できる根拠を示すことを求めたい。

また、発効日については、年度中途の改定や、月の中途の改定は、使用者にとって大きな負担となっており、今回のような緊急事態宣言期間中であつても、頑なに10月発効を目指すことは適当でないと考えている。

このため、地域の実情に応じて、弾力的に発効日を設定することができる（合意を前提ではなく、採決で決するなど）ことについて、中央最低賃金審議会において議論をして頂くことを要望するものである。

なお、今回の審議においては、明確な根拠が示されず、目安額ありきの審議となつており、地方最低賃金審議会のあり方が問われているものと考えている。今後、地域の経済・雇用の実態を見極めた議論を真摯に行ふことを求めるものである。

2021年度沖縄県最低賃金改定決議に当たっての労働者代表委員意見書

- (1) 最低賃金引き上げ発行については、全労働者の利益であることから、早期発効に向け最大限配慮すること。
- (2) 地域別最低賃金額改定にあたっては、中央最低賃金審議会における「引き上げ額の目安額」を基本に、政府の「より早期に全国加重平均1,000円を目指す」との方針を踏まえ、格差是正・額差縮小に向けて審議すること。
- (3) 中小・業者において、最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底を行うこと。
- (4) 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。
- (5) 最低賃金の履行確保のため、監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査のうえ、適切に判断すること。
- (6) 自治体発注の契約については、最低賃金の改定額をふまえ、発注済の契約の金額を見直すよう、地方自治体に対し指導を強化すること。